【監査の受入れに関する標準業務手順書（企業主導治験）】
（第３版　平成 24 年４月２日改訂）→（第４版　令和５年２月１日改訂）

文書	旧	新
（監査の受入れ時の対応） 第 6 条　第３項	5）治験薬の管理	5）治験使用薬の管理
附　則 （施行期日） 第１条	この手順書は、平成 24 年４月２日から一部改正する（これまでの改訂等の経緯については、この手順書の最末尾に記載のとおり）。	この手順書は、令和５年２月１日から一部改正する（これまでの改訂等の経緯については、この手順書の最末尾に記載のとおり）。